

日本学生支援機構奨学金

在学猶予の手続きについて

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた学生が、同奨学金の貸与終了（辞退・廃止含む）後も在学する場合は、在学猶予の手続きを行うことで在学中の返還期限が猶予されます。

②期限までに手続きを行わないと、奨学金の返還が始まります。

1. 対象者

①貸与終了後、進学した学生

※大学院予約採用候補者が前奨学生番号を入力した「進学届」を提出した場合は、「在学猶予願」の提出は不要です。

②貸与終了（辞退・廃止含む）後も引き続き在学している学生（留年中を含む）

2. 手続方法

スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出。

※提出の際には①学校番号②学校名（漢字）③学校名（カタカナ）の入力が必要です。別紙掲示（右）をご確認ください。

※上記①学校番号は、法学部事務室前の掲示板に掲載しております。掲示板を確認できない方は、法学部学事担当（gakuji@juris.hokudai.ac.jp）まで、学生証を添付の上、メールしてください。

※「猶予年数」は、在学猶予の適用を受ける期間です。

提出期限：令和4年5月末日

3. その他

在学猶予の承認期間中に、早期卒業や退学等のために在学期間に変更が生じた場合は、スカラネット・パーソナルから「在学猶予期間短縮願」を提出してください。

令和4年3月10日
法学研究科・法学部 学事担当